

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第 8 回 会 議 録



開会 平成16年9月22日(水)

閉会 平成16年9月22日(水)

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

会 議 録

会議の名称	第8回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会	
開催日時	平成16年9月22日(水) 午後1時28分開会・午後2時47分閉会	
開催場所	大野原町中央公民館3階講義室	
出席者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
欠席者氏名	なし	
事務局氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
関係者氏名	別紙 合併協議会出席者名簿のとおり	
会議事項	1 議題 別添 会議資料のとおり	2 会議結果 別添 会議録のとおり
会議の経過	別添 会議録のとおり	
会議資料	別添 会議資料のとおり	
その他の 必要事項		

第 8 回合併協議会出席者名簿

	委 員 氏 名		出欠等	委 員 氏 名		出欠等
	出席並びに 欠席委員 出席 17名 欠席 0名 凡 例 出席 欠席 ×	会 長	平野 清		委 員	加藤 義和
副会長		佐伯 文男		委 員	久保 等	
副会長		白川 晴司		委 員	森 英雄	
委 員		大倉 利夫		委 員	石川美千子	
委 員		大山 保徳		委 員	合田久仁男	
委 員		高森 直二		委 員	横内十三枝	
委 員		藤田 芳種				
委 員		大久保隆敏				
委 員		井上 浩司				
委 員		美藤 広				
委 員		藤岡 勉				
委 員		合田 要				
合併協議会事務局		事務局長	大木 和郎		総務広報班	長谷川加奈子
	事務局次長	象山 稔彦		調 整 班	山地 康博	
	班長(総務広報)	石川喜代美		総務広報班	藤井久美子	
	班長(計画)	合田 善春		調 整 班	細川 勝美	
	班長(調整)	好川 高雄		計 画 班	小山 悟司	
	調 整 班	合田 博晃				
関 係 者	環境部会長	藤川 徳光				

第8回合併協議会会議録索引

件 名	頁数
1 開 会	1
2 会長あいさつ	1
3 議 事	2～26
(1) 協議事項	2～19
(1) 協議第10号 事務組織及び機構の取扱いについて	2～7
(2) 協議第23号－2 各種事務事業(コミュニティ関係)の取扱いについて	7～11
(3) 協議第23号－13 各種事務事業(環境対策関係)の取扱いについて	11～13
(4) 協議第23号－14 各種事務事業(ごみ・し尿処理関係)の取扱いについて	13～16
(5) 協議第24号 新市建設計画(その4)について 第6章 新市における県事業の推進 第7章 公共的施設の適正配置と整備 第8章 財政計画	16～19
(2) その他	19～26
(1) 第9回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について	19
(2) 第10回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について	19
(3) その他	19～26
4 閉 会	26～27

【午後 1 時 2 8 分 開会】

大木事務局長 ご案内の時間よりは少し早いのですが、委員さん全員お集まりでございますので、早速始めさせていただきたいと思います。

皆様、本日はお忙しい中にもかかわらず御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから第 8 回観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会を開催いたします。

会議に入りますまで進行を務めさせていただきます事務局長の大木です。どうぞよろしくお願いをいたします。

本日の会議は、お手元にお配りしております会議次第によりまして進めさせていただきます。

それでは、ここで観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会平野会長よりご挨拶を申し上げます。

平野会長 皆さんこんにちは。ただいま事務局長から話がございましたように、本日は第 8 回合併協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては何かとお忙しい中ですが、お繰り合わせいただきまして全員の皆様方のご出席をいただき、会議ができますことにつきまして、まずもって厚くお礼申し上げたいと思います。

おかげで順調に第 7 回までは終わることができたわけでございます。いよいよもうあと調印式、そして来年の 10 月 11 日の合併に向けて、今後とも皆さん方と協議を重ねながら円満のうちにいていただきたいことを心からお願いをいたしまして、簡単ですがもお礼の挨拶にかえます。

それでは、座って進行させていただきます。

議事につきましては、規約第 10 条第 2 項の規定により会長が議長となっておりますので、議長を務めさせていただきます。よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

規約第 10 条の第 1 項の規定に基づきまして、本日の出席者の確認をいたします。委員 17 名中全員ご出席でございますので、ご報告させていただきます。

また、本日多岐にわたる調整方針等をご協議いただくことに際しまして、1 市 2 町の専門部会長を出席させておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議事を進行させていただきますが、議事の都合上、発言される場合には、冒頭に所属市町名とお名前をよろしくお願いを申し上げます。

なお、会議録作成のため、恐れ入りますが、発言に際しまして職員がワイヤレスマイクを持ってまいりますのでお願いをいたします。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

協議第10号事務組織及び機構の取扱いにつきまして、事務局長より説明を願います。

事務局長 事務局長の大木でございます。

会議資料の2ページをお開きください。

協議第10号事務組織及び機構の取扱いについてご提案を申し上げます。

新市における事務組織及び機構については、次の事項を基本に整備するものとする。

〔新市における事務組織及び機構の整備方針〕

- 1 住民自治を確立し、住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構
- 2 住民に分かりやすく利用しやすい組織・機構
- 3 住民の声を適正に反映することのできる組織・機構
- 4 運営の合理化を図り簡素で効率的な組織・機構
- 5 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- 6 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- 7 新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- 8 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- 9 緊急・非常時に即応できる組織・機構

〔個別整備方針〕

- 1 本庁については、「新市の事務所の位置」により、現在の観音寺市役所とする。
- 2 支所については、「新市の事務所の位置」により、現在の犬野原町、豊浜町の各役場を支所とし、従来の住民サービスを極力低下させないように配慮した組織・機構とする。
- 3 伊吹支所は、現行のとおりとする。

ということでご提案させていただきます。

新市の事務組織及び機構につきましては、新設合併の場合、地方自治法の規定によりまして市長職務執行者が設置するというところでございますが、合併後の円滑な行政施行のため、あらかじめ基本的な整備方針を定めておく必要がございますので、ご提案させていただくものであります。

事務組織及び機構の取扱いにつきましては、その設置について基本的な整備方針のみを確認していただき、それを受けまして合併時まで専門部会や分科会で具体的な組織・機構を検討することにいたしております。

また、組織に関する条例、定数に関する条例を市長職務執行者が専決処分により施行させなければならないため、今回整備方針が確認いただけましたら、合併時まで条例案を提案させていただき、ご協議いただくこととなります。

各種事務の事業量などの把握や1市2町のあらゆる組織・機構に関するデータの整理などに時間を要しますし、また合併に伴います本庁・支所の配置などの検討、住民サービスの適切な提供を踏まえた組織・機構の検討にも期間を要することが考えられますことから、基本的な方針のみを協議確認していただきたいと思っております。

次に、資料といたしまして3ページをお開き願いたいと思っております。

平成16年4月1日現在の1市2町の組織・機構の状況を記載しております。

1市2町に組織体制に違いがございますし、合併に伴い合併関係市町は消滅することになりますので、新市の組織・機構につきましては、調整方針に基づき合併時に新しく設置することになります。

また、2町それぞれ置くことになっております支所につきましても、住民の利便性に十分配慮した住民サービスの低下を極力招かないよう支所機能の充実に努めることが必要でありますので、十分な配慮、検討を行い、合併までに組織等を策定することにいたしております。

なお、新市の事務所の位置につきましては、4月8日の第1回合併協議会でご提案を申し上げ、ご確認いただいておりますが、その中で庁舎の方式につきましては、本庁方式とするが、支所については従来の住民サービスを極力低下させないよう配慮した組織とし、本庁、支所の具体的機能については、組織及び機構に関する事項の中で協議することが確認をされております。

いずれにいたしましても、新市の事務組織及び機構の取扱いに関しましては、合併後の住民生活に影響を与えない、住民サービスの低下をきたさない、住民の声や地域の実情、住民からの相談に適正に反映できる組織・機構の整備、いわゆる住民本位の組織づくりが必要でございます。

また、住民自治確立に向けた自治会活動やコミュニティ活動が支援できる組織、住民に分かりやすく利用しやすい組織づくりも重要でございます。

組織・機構の合理化、効率化、スリム化を図りつつ、なおかつ機能性を向上させていくことも考えていかなければなりません。新市建設計画を円滑に遂行し、地方分権に柔軟に対応でき、新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織が必要であります。

また、組織でございますので、指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構、そして今回の災害の教訓からも緊急・非常時に即応できる組織・機構も必要でございます。

住民の皆様からの声に行政と住民の結びつきが薄れ、住民の意見が行政に反映されにくくなるのではとか、市役所や町役場が遠くなり不便になるのではという声もございしますが、これらには住民相談の窓口を設けたり、現在の町役場を新しい市の支所として残し、本庁と支所をオンラインで結ぶことなどして、これまでと同じような窓口サービスが受けられるようにいたしていかなければと考えております。

次のページに参考といたしまして、地方自治法の抜粋をいたしております。

内部組織等の構成については、各地方公共団体の長が実情に応じて自主的に定めるものとされておりますが、地方自治法では基本的な原則について定めておりますので、ご覧いただけたらと思います。いわゆる行政運営の基本原則、住民の利便性への配慮、体系化された組織・機構、簡素で効率的な組織等を定めております。

他の協議会におきましてもこの事務組織・機構の取扱いにつきましては、同様な事由により基本的な方針のみを確認していただいております。

なお、調整方針につきましてもご提案をしておりますものとほぼ同様な内容でありますので、先進事例としては記載をいたしておりません。

以上のような内容から先ほど提案させていただきましたが、会議資料の２ページの方にお戻りいただきたいと思っております。

協議第１０号事務組織及び機構の取扱いについての基本的な方針の案につきましては、新市における事務組織及び機構については、次の事項を基本に整備するということで、新市における事務組織及び機構の整備方針１から９までを提案させていただきます。なお、読み上げを省略させていただきます。

また、個別整備方針につきましては、１から３までを提案させていただきます。

以上のような内容で提案をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長 　ただいま事務局長より協議第１０号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

美藤委員 観音寺の美藤です。

ただいま局長の方から非常に詳しく将来の新市に向かつての事務構成なりを聞かせていただきましたが、今度は人口とも増えるとともに、本庁方式を採るわけですが、今の3ページにありますような凡例以外に、今回やはり命令系統、特に責任等の明確さからいうと、部長制を敷くかどうかの腹案があればお知らせ願ったらと思います。

以上です。

議長 はい、お願いします。

大木事務局長 部制の導入についてであります。本庁は新市全体に係る事務を管理、執行できる機関として、今後どのような組織にしていくかということにつきましては、ただいまの整備方針に基づいて検討をさせていただきわけですが、もちろん部制の導入を含めて検討していく必要があるかと考えております。

事務処理の停滞を招くことなく、住民サービスを向上させるためにも、現在の1市2町の組織体制あるいは市や町の現状を踏まえ、指揮命令系統が分かりやすく責任の所在が明確な組織・機構を含めて整備方針に基づいて検討するわけですが、先ほど申しましたように、部制の導入も含めて検討していく必要があるかと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい。それでは、ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

久保委員 観音寺市の久保でございます。

ただいま部制等については、その方向で検討がされるように思いますが、ただここで個別整備方針等について本庁方式と支所方式ということになっておりますが、過去の50年ぐらい前になりますと、当面は支所方式をとって3年とか5年後には支所でなく出張所というんですか、そういう方式になったような経緯もございます。それについて、半永久的に支所方式を採るものか、それと支所方式を採った場合に本庁と支所とのオンライン等で結ぶ場合に、何かその支所等の人員の配置等が本庁の身分の中であるということ、複合するような経緯もありやしないかという懸念もあります。

したがって、市町合併ということは非常に大きな節目でありますし、傷口を最小にするということは、もちろん住民サービスの低下をしないということにはもちろんですが、や

はり合併ということになれば、住民のサービスの低下もある程度は万やむを得ないという基本理念に立たないと、ここで経費等がやはり膨れるような状態で、市が本庁、支所、伊吹の場合は離島等の関係で万やむを得ん面もあるかと思うんですが、そういう方針について首長あたりで申し合わせとか、そういうことがあるのかないのか、半永久的か、ある程度時限をもって支所の見直しをするということになるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

大木事務局長 ただいま本庁、支所との位置づけの問題であろうと思いますが、今私どもが考えておりますのは、この平成17年10月1日には、もう待ったなしの新しい市が発足するわけでございます。そこで、住民の皆さんが支所に来た場合に、これまでと同様な住民サービスが受けられる、窓口業務が行われるということを基本に支所を整備していくということを考えておまして、この体制が将来的にどのようなことになるかにつきましては、その新しい市の中で今後検討されていくものでないかと思っております。

それから、支所につきましては、具体的にどのような内容の、いわゆる組織・機構を置くかということでもあらうと思いますが、今現在、私どもが考えております支所でありませんが、支所に住民の方がおいでたときに、例えば住民の方が税金の関係、公共料金のあるいは住民票等の証明関係あるいは福祉、介護、国保、環境衛生、環境衛生に至りましては、ごみ・し尿あるいは火葬、公害の問題、あるいは健康相談、検診とか予防接種等の保健関係や市道の整備等建設関係、農業振興、防災・災害、観光等のことについて支所においでになるうと思うわけでありますが、その場合、住民の方に支障をきたさないように、それは本庁へ行ってくれという内容でなく、支所で十分な対応ができるような窓口業務を残す必要があるかと思えます。そういうことによって、これまでと同じような住民サービスが受けられるように、住民の利便性を考慮した組織・機構等を検討しておるところであります。今後、整備方針に基づいて専門部会や分科会で本庁と支所の組織・機構、人員配置、業務内容、支所の名称等について検討していく必要があるかと思えますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、その他につきましては、また貴重なご意見でもございますので、今後検討する中で、考えてまいりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

議長 今、大木局長から説明申し上げたに尽きるんですけども、なお合併に際しまして私も佐伯町長も、やはり合併することによって住民サービスが低下するようなことはさせないということが基本でございますので、久保委員さんがおっしゃるように、将来的には

恐らくどのようになっていくか考えないかもしれませんが、当分の間はやはり今事務局長が説明したような形で進めさせていただき、なお職員につきましても退職者ができれば3分の1ぐらいずつ補充するような形でいこうという計画でございます。

そういたしますと、本来の機能ができるのは少し先になるだろうと思いますが、やはり職員の首を切るわけにはいきませんので、そうするとある程度の人数はやはり支所で確保して、支所にひとつ住民サービスは低下させないということは、支所である程度の機能を持たして、権限を持たさなかったら住民から見たならば、やっぱり合併することによって不便をきたすとか住民サービスが低下というふうに言われますので、当分の間はやはり今事務局長が説明したような形で進めていただき、将来におきましては、また新しい市の体制で考えていっていただいたらええと思うんですけども、よろしく願い申し上げたいと思います。

佐伯副会長 豊浜も支所ということができると、ちょっとお話しさせていただきます。

我々は、ただ窓口だけに住民が来られて証明書類とか住民票とかとられて帰るということでなしに、いまだ豊浜の場合も住民がいろいろ来られましていろいろ情報公開ということですか、コミュニティの場としても役場機能が持ったりします。こういうふうな中で、役所と住民とが協働でいろいろなことにやっていこうというような責務も果たさなければならぬと思っております。そういうふうなことからしますと、やっぱり支所としても住民に来ていただいて、コミュニティの場としていろいろ情報交換をして、できるだけ役所と住民との距離をまだまだ縮めていくというようなのも私は一番必要でないかということの中で、今平野会長さんからお話がされたように、ぜひそういうふうなことをお願いをしたいというような考えをお伝えしております。

議長 ようございますか、はい。済んません。

それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、ないようでございますので、協議第10号事務組織及び機構の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-2各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いにつきまして調整班長より説明を願います。

事務局 失礼いたします。事務局調整班長の好川でございます。よろしくお願いいたします

ます。

それでは、協議第23号-2各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いにつきましてご説明を申し上げます。

コミュニティ関係の取扱いでございますが、まず調整方針といたしまして、

1 自治会組織

(1) 自治会の区域、名称については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

という調整方針であります。現在、観音寺市が138自治会、大野原町が99自治会、豊浜町が29自治会で組織され、活動を行っておられます。これにつきましては、名称、区域につきましては現行のとおり、新市へ引き継ぐという調整方針であります。

次の(2)の連合組織、

連合組織については、統合できるよう調整に努める。

という調整方針であります。この連合組織につきましては、まず関係者の方にお集まりをいただきまして、円滑な統合に向けての調整に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次の(3) 活動補助金については、委託事務等の見直しを図り、新市において速やかに統一をする。

この委託事務等でございますが、委託事務といたしまして広報、市のチラシ等の配布、それと各市役所、役場等の各課の事業のチラシ、こういうものの配布等がございます。この委託の事務等見直しまして、補助金につきましては、新市において速やかに統一をするという調整方針であります。

次に、2といたしまして地縁団体。この地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ、という調整方針であります。地縁団体につきましては、現在観音寺市が9自治会、大野原町が8自治会、豊浜町においては19自治会の自治会で組織されております。これにつきましては、現行のとおり新市へ引き継ぐという調整方針であります。証明手数料等に差異がございますので、これにつきまして第6回の協議会でご確認をいただきました手数料等の取扱いについての調整方針に基づきまして、速やかに手数料の統一を図っていきたいと考えております。

それと、新市においてのコミュニティ施策でございますが、これにつきましては前回の協議会におきまして、新市建設計画第5章の中で、新市の施策といたしましてコミュニティ関係の支援ということで計画を挙げております。事業内容といたしましては、コミュニ

ティ活動の支援、自治会活動の支援、コミュニティ施設の整備、それと地域内交流の推進等でございます。この計画に基づきましてコミュニティ施策の推進を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

協議第23号-2各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いにつきましては、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 それでは、ただいま調整班長より協議第23号-2につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

久保委員 観音寺の久保でございます。

自治会の、実は市の協議会の会長ということでございまして、特に関係の深い協議題になっております。自治会の組織等については、1番については新市において引き継ぐということで万やむを得んだろうと思います。

ただ、現況を見るにおいて、大きい自治会については500前後、小さい自治会については20から30前後というのが現状であります。そういうことで各自治会長の中でも合併とかいろんな状態もやらないかのでないかということは理解をしながら、いざその場になりますとなかなか厳しいというのが現状であります。

2番の連合組織等については、観音寺市においては、一応大野原町さん、豊浜町さんとの協議会との合併等については進めていくべきであろうということになっております。この議題とは若干違いますが、衛生組合等につきましても、合併協議会の事務局等のお計らいをいただきまして、正式に第1回の会合を、非公式に1回の会合ということで計2回衛生組合の組合長が寄りまして、市町の合併に向けて、それと同時に発足するような状態で現在調整中でございますので、連合自治会等の組織等についても、自治会同士でなかなかやるとまたいろいろな摩擦等もありますので、その点この合併協において十分調整をしていただく中、我々も参加をさせていただいて円満に1市2町が新市に向けての合併を、組織の統合ですね、そういうことをやっていきたいと思っております。

それと、3番の活動補助金等についても、市町でそれぞれいろいろ特色が出ておりますが、ただ自治会長等につきましては、任期が2年とか1年とかということで非常にあります。それでまた当番であるとかくじであるとかということで、自治会等の加入も非常に今低下をしておるのが現状であります。そういうことで、新市においても自治会なり衛生組

合等にどういふんですか、協力をするという面が非常に多いわけでございますので、その点、新市においても自治会、我々もちろん努力はするわけなんです、行政においてもそういう面で、事務費であるとか補助金等については手厚くやっていただかないと、新市の行政そのものにも支障をきたすであろうと思っておりますので、この点よろしく願います。

地縁団体等につきましては、法人格をある自治会、任意団体ということで非常にありますが、これは自治会それぞれのあれでありますので、2番についてはこれでいいんじゃないかと思っておりますので、その点よろしく願います。

以上です。

大木事務局長 特に、自治会統合に向けて非常に貴重なご意見をいただきましたので、ただいまの意見等をまた参考にさせていただきます調整をしてみたいと思います。

また、調整につきましては、自治会長さんのご協力をぜひよろしく願いたいと思います。ありがとうございます。

議長 ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

森委員 非常に単純な質問ですけども、ここで自治会組織とかそういうのは分かるんですけども、地縁団体というのがちょっと我々初めて聞くので、恥ずかしい話ですが、ちょっとご説明いただきたいと。

事務局 調整班長の好川です。簡単にご説明を申し上げます。

地縁団体というのは、法人格を有するという団体であります。認可を受けて告示をして、それとまず一番の特徴につきましては、自治会としての財産を登記ができると、財産を保有できるというのが一番の特徴でございます。

簡単ですけど、そういう説明でよろしいでしょうか。

森委員 単純に言えば、ここに皆さん我々の住んでる皆様やってんですけども、大事なんは実際土地とかなんとかいうのを町に寄附したとかなんとかというふうなときに、そういう何か団体。

事務局 そうですね、例えば一つの自治会がありましたら、その名前で財産の保有ということで登記ができるという団体であります。

議長 極端に言えば、今まで税金とかいろいろあるんじゃないけども、それらを町へ寄附したんじゃないかという町の名義にしてあったんですけど、それが地縁団体をすれば同じ

ようなことになるので、今の場合はほとんどが地縁団体の届け出をして町の方へ寄附という形はもうなくなりました、そういう方だとやっぱり地縁団体ということで。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第23号-2各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第23号-13各種事務事業（環境対策関係）の取扱いにつきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局調整班の山地でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、合併協定項目23号-13各種事務事業（環境対策関係）の取扱いにつきましてご説明申し上げます。

調整方針につきましては、8ページにおきまして1から9までの項目について提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、個別にご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

まず、1といたしまして、公害防止施設整備資金融資事業についてでございますけれども、観音寺市の例により統一いたします。

当該融資事業につきましては、公害防止を目的といたしまして中小企業者が公害を防止するための施設を整備する際、その経費に対し上限を500万円とし、その100分の80以内の額を融資するものでございます。

本事業につきましては、現在観音寺市のみの事業ではございますけれども、公害を防止し、ひいては生活環境の維持、安定に寄与するものでありますので、新市においても観音寺市の例により引き継ぎ、当該事業を実施いたします。

次に、2の環境基本計画についてでございますけれども、これにつきましては現在1市2町とも未策定であります。ただ、環境基本法におきましては、地方公共団体についても環境の保全に関しては施策を策定し、実施する責務を有する旨が規定されており、新市における環境行政の指針ともなるべきものでございますので、新市におきまして速やかに策定いたします。

続きまして、3の環境審議会でございますが、これにつきましては、現在審議会を有していますのは観音寺市のみでございます。環境審議会につきましては、環境の保全に関す

る基本的事項について調査、審議する諮問機関でございますけれども、観音寺市におきましては市議会議員、識見者等により15名以内にて委員が構成されております。先ほど申し上げました環境基本計画の策定に関しましても、審議会の意見をお伺いした上で策定されるものでございますので、現在の観音寺市の例も含めまして、合併時に再編統一いたします。

次に4 クリーン作戦事業についてでございますが、これにつきましては、1市2町それぞれ河川、海岸、道路等の清掃、また井でさらい等、環境美化のためさまざまな事業を行っております。ただ、手法につきましては、自治会、小・中学生等によるボランティア事業として実施しているもの、また衛生組合のご協力をいただきながら実施している事業などまちまちでございます。これらにつきましては、ボランティアの方々等のご協力もいただいておりますので、現行の手法を引き継ぎ、新市において随時再編調整いたします。

次に、墓地関係につきまして、5においては管理事務を、6においては整備事業を記載してございます。

まず、墓地管理事務についてでございますけれども、現在直営による墓地を有しておりますのは豊浜町のみでございます。観音寺市、大野原町におきましては、それぞれ各自治会でありますとか、あるいは墓地を使用する方により独自に管理されております。これにつきましては、従来の慣習等によるものもあり、現行の手法により管理していくのが最善の方法と考え、現行のとおり新市に引き継ぐことといたします。

墓地整備事業につきましては、観音寺市が委託方式により、豊浜町が助成方式により実施しておりますけれども、内容につきましては差異がございまして、これにつきましては現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整いたします。

次に、斎場・火葬場運営事務についてでございますけれども、現況といたしましては、観音寺市におきましては三本松火葬場、伊吹火葬場の2カ所があり、炉数は三本松が4、伊吹が1の合わせて5基でございます。大野原町、豊浜町におきましては、それぞれ火葬場が1カ所、炉数がそれぞれ2基でございます。

火葬業務、それから火葬場使用料につきましては、お手元の資料のとおりとなっておりますけれども、調整方針といたしましては、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整するという形にいたしております。例えば火葬場の使用料につきましては、お手元の資料にもございまして、1市2町差異がございまして、調整方針の基本的な考え方といたしましては、本来使用料とは、物、施設等の使用の対価として徴収されるもので

ございます。したがって、その使用から得られる効用の度合いに応じて使用料は設定されるべきものであると考えられております。

現在の1市2町の火葬場について考えてみますと、それぞれ施設の利用状況は異なっておりまして、炉の使用頻度、老朽化等の度合いについてはまちまちでございます。さらに、現行の施設におきましては、使用料を改定する要因となるような火葬業務に対しての付加価値の増加を行えるような状況ではございません。

したがって、使用料につきましては、合併した後、施設の統一的な運営を検討していく中で統一させていくのが妥当ではないかと考え、先ほど述べました調整方針とさせていただきます。

最後になりますが、11ページをお開き願います。

8、9といたしまして、公害防止条例、美しいまちづくり条例について記載してまいります。

公害防止条例につきましては、観音寺市のみの条例でございまして、観音寺市の例により統一いたします。

美しいまちづくり条例については、観音寺市と大野原町におきまして同様の条例がございます。これにつきましては、合併時に再編統一することになります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局より協議第23号-13につきまして説明がありました。

何かご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 なしという声がございまして、協議第23号-13各種事務事業（環境対策関係）の取扱いにつきましては、原案どおり承認させていただきます。

続きまして、協議第23号-14各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱いにつきまして事務局より説明を願います。

事務局 引き続きよろしく願いいたします。

それでは、合併協定項目23号-14各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱いについてご説明申し上げます。

調整方針につきましては、12ページにございまして、1から12までの項目について提案させていただいておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、順次ご説明申し上げます。

13ページをお開き願います。

まず、1の廃棄物処理計画でございますが、これにつきましては、1市2町それぞれ処理計画を策定いたしております。新市におきましては、一体的な廃棄物の収集を実施するため、計画につきましては、合併時に再編統一し、新たな計画を策定いたします。

次に、2の一般廃棄物処理業等許可事務についてでございますけれども、これにつきましては、現在観音寺市が5,000円徴収いたしておりますの対しまして、大野原町、豊浜町につきましては無料でございます。このあたりも含めまして、合併時に再編統一し、新市として新たな取扱いができるようにいたします。ただ、有効期限が2年間であります関係上、合併時点におきましては、既に許可を得ているものにつきましては、旧市町において許可を受けた範囲で新市に引き継ぐことといたします。

続きまして3から5まででありますけれども、3のごみ収集事業及び4の指定ごみ袋の販売、これは大野原町のみでございますけれども、これらにつきましては、衛生組合のご協力をいただきながら実施されております。現在、1市2町の合併協議と並行いたしまして、衛生組合につきましても、統合に向けた協議がなされておりますので、協議が終了し、1市2町の統一した衛生組合が立ち上がりましたら、これらの事業についても、まず衛生組合へお伺いし、実施方法等についてご検討いただく中で、統一した体制に移行することができればというふうに考えております。

したがって、ごみ収集事業、指定袋につきましては、現行のとおり引き継ぎ、新市において衛生組合の協議のもと、再編調整いたします。

衛生組合につきましては、行政といたしましては統合されるよう調整に努めてまいります。

次に6 犬、猫等の死骸処理事務についてでございますけれども、1市2町とも基本的には市道でありますとか町道等、管理すべき部分については職員が対応し、その他の部分については管理者へ連絡するという形で処理いたしております。

したがって、これにつきましては、現行のとおり新市に引き継ぐことといたします。

次の7 最終処分場についてでございますけれども、現在観音寺市に伊吹清掃センター、それから大野原町については内野々及び梅花処分場、豊浜町については大谷最終処分場がございます。大野原町の内野々の最終処分場以外につきましては閉鎖され、現在は使用されておられませんけれども、これらにつきましても、水質検査等、環境対策のための各

種測定を初めといたしまして維持管理をしなければなりませんので、現行のとおり引き継ぐことといたします。

次に、8のごみ減量化推進事業についてでございますけれども、啓発事業については、1市2町が実施いたしております、それに加えて観音寺市においては審議会を設置いたしております、減量化の推進に努めております。これにつきましては、合併時に再編統一し、新市によりまして、さらにごみの減量化の推進を図る予定でございます。

次に、9、10といたしまして、助成事業を記載してございますが、まず生ごみ処理機購入の際の助成事業については、観音寺市及び豊浜町に制度がございます。これにつきましては、ごみ減量化の一環の施策として新市においても引き続き実施する必要がございますので、合併時に再編統一いたします。

集団資源回収助成事業につきましては、1市2町それぞれ市・町長が認めた団体が行う資源回収事業に対しまして、対象品目ごとに助成しておるものでございます。これにつきましては、1市2町対象となる品目また助成金額等に差異がございますが、合併年度におきましては、既に旧制度によりまして実施されております関係上、現行のとおり引き継ぎまして、新市において速やかに再編調整いたします。

最後になりましたが、11、12のし尿処理関係でございます。

まず、施設に関しましては、現行のとおり新市に引き継ぐことといたします。

現在の状況といたしましては、お手元の資料のとおりでございますけれども、引き継ぐ対象となるのは観音寺市の観音寺市衛生センター及び観音寺市伊吹クリーンセンターでございます。大野原町、豊浜町につきましては、2町及び山本町、財田町で構成する三豊南部環境衛生組合し尿処理施設において処理しております、これにつきましては、合併協定項目15一部事務組合等の取扱いによりご説明させていただく予定でございます。

17ページのし尿・浄化槽汚泥処理につきましては、単独にて処理しております観音寺市と、一部事務組合にて共同処理しております大野原町、豊浜町で、収集委託料及び処理手数料に差異がございますけれども、これにつきましては単独処理と一部事務組合による共同処理また収集体制、エリア、施設の稼動状況等による差異でございますので、合併時点において直ちに一元化できるものではございません。

したがって、これにつきましては、合併後、新市として収集体制、収支の状況、また施設をどうするのか等につきまして検討を行っていく中で、料金の統一化を図っていく予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま事務局より協議第23号-14につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、協議第23号-14各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱いにつきましては、原案のとおり承認させていただきます。

次に、協議第24号新市建設計画（その4）第6章 新市における県事業の推進、第7章 公共的施設の適正配置と整備、第8章 財政計画につきまして、計画班長より説明をお願いします。

事務局 失礼します。事務局計画班長の合田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、協議第24号新市建設計画（第6章 新市における県事業の推進～第8章 財政計画）についてご説明を申し上げます。

それでは、別添の新市建設計画（案）をご覧ください。

恐れ入りますが、1ページをお開きください。

第6章でございますが、新市における県事業の推進でございます。

県事業の記載につきましては、新市建設計画における必要な項目の一つでございます。合併後の新しいまちづくりの根幹となるべき事業を示すものでございます。

1つ目として、香川県の役割についてでございますが、新市においては、一体性の速やかな確立と均衡ある発展を図り、新市の将来像の実現に向けて新しいまちづくりが円滑に進められるよう新市と連携して県事業を積極的に推進していこうということでございます。

2の表でございますが、事業名と主な事業箇所でございます。県道、港湾、河川、砂防、農業関係、それから県立公園の整備などがございまして、それぞれの事業等につきましては、県においてご協議いただきました内容を掲載いたしております。

次に、2ページをお開きください。

第7章 公共的施設の適正配置と整備でございます。

内容でございますが、1つ目として、今ある各種公共的施設については、利便性、地域の特殊性やバランス、また財政事情等を考慮しながら整備をしていきたいと思います。

2つ目には、新たな公共施設の整備につきましても、財政状況や効果などを十分に検討していきましょうということでございます。

3つ目として、支所となる旧の役場庁舎等については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、適正な配置及び整備を図っていきましょうというふうな内容でございます。

次に移りまして、第8章 財政計画でございますが、新市の財政計画は、合併後の平成18年度から平成27年度までの10年間について、歳入歳出の項目ごとに1市2町のこれまでの推移や経済情勢、そして人口推計等を勘案しながら推計し、普通会計をベースに作成したものでございます。

作成に当たりましては、合併後の10年間及びこれ以降においても健全な財政運営を継続することを基本といたしまして、新市建設計画に基づく各種事業の実施に伴う財政への影響、そして合併による人件費などの経費の節減効果、国の財政支援措置等を反映させるとともに、将来の財政負担ともなる地方債の発行が適正な規模となるよう配慮して予測いたしております。

それでは、恐れ入りますが5ページの表をご覧くださいと思います。順に説明させていただきます。

歳入の中の地方税でございますが、現行の制度と過去の実績の推移を基本といたしております。そして、地方税の中の市民税でございますが、今後の経済成長率と将来人口により推計いたしております。

また、固定資産税及びその他の地方税は一定で見込んだものでございます。

次に、地方譲与税と各種交付金につきましては、一定で見込んでおります。

それから、地方交付税でございますが、普通交付税の算定の特例、いわゆる合併算定替により算定しておりますが、三位一体改革の影響等を考慮し、一定の減額を見込んでおります。また、合併に係る交付税の追加措置や合併特例債の償還に係る交付税措置を加算しております。

次に、国庫支出金と県支出金でございますが、投資的経費及び扶助費と連動させ、その他は一定といたしております。また、合併に係る財政支援措置等も見込んでおります。

地方債でございますが、投資的経費の一定割合を起債する設定にしております。この他合併特例債及び減税補てん債等を見込んでおります。

なお、合併特例債でございますが、1市2町の規模では、合併後のまちづくりのための

建設事業に対する財政支援措置として標準全体事業費で約218億円、このうち95%が起債可能な額でございます。約207億円を10年間に分けまして見込んでおります。

それから、平成18年度は合併後の市の振興のために基金造成に対する財政措置として約20億円を見込んでおりますことから、平成18年度は、そちらの数字のように約61億円となっております。

次のその他の歳入でございますが、財政調整基金等からの繰入金を見込んでおります。また、使用料・手数料、諸収入等は一定で見込んでおります。

次に、歳出の方に移ります。

人件費でございますが、合併に伴う特別職の削減や、退職者の補充を抑制することにより、一般職の職員の削減を見込んでおります。

それと、物件費でございますが、人件費の増減率と連動させており、経費の減を見込んでおります。

扶助費でございますが、過去の実績を踏まえ、年少者や老年者の人口と連動し、社会経済情勢の変化を勘案しております。それから、これまで県の事務であった2町の生活保護費、この関係を加算しております。

次に、公債費でございますが、これまでの借入分の償還額に合併特例債等を含む新規発行分の償還額を加え見込んでおります。

次に、繰出金でございますが、高齢化が進む中、介護保険特別会計への財政負担の増加が想定されることから、高齢者人口の増加に連動し、繰出金の増加を見込んでおります。

次に、積立金でございますが、合併後の市町村が地域住民の連帯強化や地域振興などのために設ける基金、いわゆる「合併市町村振興基金」への積み立てと、それから歳入と歳出で黒字が出た場合には積み立てを見込んでおります。

投資的経費でございますが、新市建設計画に基づく諸事業に基づいて健全な財政運営の観点から、投資可能な建設事業費として毎年約45億円を見込んでおります。

その他の歳出でございますが、維持補修費、投資・出資・貸付金などは一定額としております。また、合併に伴う経費などを見込んだ内容となっております。

なお、歳入歳出総額10年間の平均いたしますと約236億円となっております。

これで協議第24号新市建設計画（その4）についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま計画班長より協議第24号につきまして説明がありました。

何かご質問、ご意見ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 別段ないようでございますので、協議第24号新市建設計画（その4）第6章
新市における県事業の推進、第7章 公共的施設の適正配置と整備、第8章 財政計画に
つきましては、原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、その他に移りたいと思います。

第9回、第10回の協議日程につきまして、総務広報班長より説明を願います。

事務局 総務広報班の石川でございます。よろしくお願いいたします。

19ページをお開きいただきたいと思います。

第9回、第10回の協議会のご案内につきましてはご覧のとおりでございます、
（1）第9回の協議会が10月27日の水曜日でございます。（2）第10回の協議会で
ありますが、本来第4木曜日を協議会に予定しておりましたが、この後会長よりお話がご
ざいですが、11月中旬より住民説明会が予定されておりますので、11月は第2木曜日
の11月11日を予定させていただいております。時間と場所につきましては、いずれも
午後1時30分から当会場で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様には大変ご多忙とは存じますが、ご出席のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 ただいま総務広報班長から日程につきまして説明がありました。

何かご質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでございますので、第9回、第10回の協議会の日程につきましては、
原案のとおりといたします。

それでは、一応予定しておりました議事につきましては終わったわけでございますが、
何かほかにご意見ございましたら、ちょっと発言いただきたいと思うんですけど。

はい、どうぞ。

藤田委員 観音寺の藤田であります。

その他ということでもありますので、この前に三豊総合病院の管理運営等について、ここ
で非公式でありましたがご提案申し上げました。

三豊総合病院を市立病院にするには、山本とそれから財田町の一応何らかの形の下交渉

がなければならぬのかというふうなお話をしたときに、会長さん、あるいは白川市長さんの方から、9月と言わずに8月の早い時期にできるだけ市民病院の方向でというふうなお話でありましたので、若干の報告があったと思いますのが、つまり三豊総合病院を市立病院の方式でやりたいと、議会の意思はですよ、全体としてはそういうことであって、数日後、議長さんと副議長さん、つまり三豊総合病院の議長さんと副議長さんが直接首長さんの方にそういう趣旨を、つまり三豊総合病院議会としての申し入れをしたと思うんですが、そこでお伺いしますが、それ以後どういうふうな反応があったかということをお伺いします。

それから、これも先取った話をいたしますけれども、大変恐縮でありますけれども、具体的な事業名を申し上げますが、わたつみ苑が豊浜町が町営でなさっていて、委託という形で三豊総合病院に委託ということでやられていると、それから人の問題については三豊総合病院と、それから町からの出向という形で行われているということをお伺いしました。余り経緯というのはさほど芳しいものではないというようなお話も伺っております。その出口がどうも今度町の方から1市2町のニュー観音寺になったときに引き取りというふうな形が、合併ということになりますから引き取りという形でありまして、その出先がどうも普通に考えれば三豊総合病院への統一というふうなことを漏れ伺いましたので、その点について何か具体的なことがあれば伺いたいと、これで2点目であります。

これに関して、第3点でもありますが、率直に申し上げますが、こういう施設についてはおよそ医師会というのは現実のベットの増床になるからということでありまして、自分たち以外がやることについて非常に消極的であったと思います。公共がやるんだったらやってもよいけれども、民間がやるのについては自分たちの分の圧迫になる、ベット数ができれば自分のとこ病院にすれば、老健であれ何であれ、事実上、ベット数の関係があるのでそういう大きな流れがあったと思いますので、その点についてそこから私が伺いたいのですが、まずいつ出てくるかわかりませんが、これについて三豊総合病院へということではなくて、むしろ一気に民間へのというふうなことも考えないのか、あるいはそういう資料の準備をしないのかということをお伺いします。

この背景は、もう一度申し上げますが、三豊総合病院は独立行政法人という形ではなくて、厚生労働省のある人に確認をしたんですが、いやそうではなくて自治体病院は大変だから、三豊総合病院、独立行政法人というんでなくて、性根を言えばもう民間からやりたいんだと、民間に出してしまっ、つまりコストパフォーマンスの高いところでやりたい

というのが病院経営なんだ。もちろん今の段階では三豊総合病院、我々そういうまだノウハウを持っておりませんが、こういう背景を踏まえた上でわたつみ苑のことについて少し先走った話でありますけれども、行く行くは我々が具体的に検討しなければならない問題でありますので、大変恐縮ではありますが、ちょうど町長さんもいらっしゃいますし、それから事業名を申し上げてお伺いをするわけであります。お答えを願えれば幸いと、確定的なことじゃなくて結構ですから。

以上です。

議長 最初の一部事務組合の話でございますが、先般三豊病院議会の議員さん方の勉強会ということで議員さん方お集まりいただいているいろいろ協議したわけございまして、その結果につきまして、先般議長、副議長が見えられましてお話を聞かせていただきました。勉強会の中でも非常に意見を交わされたそうでございますが、結論としてはなかなか議員間でも大きい隔たりがあるので、今後やはり管理者会において十分詰めてほしいという議長、副議長のお話でございました。

いろいろ検討して市長さんなり豊浜町長さんとも相談したんですけども、もうご承知のように議会も始まっておりますし、日程が詰んでおりますので、この9月30日に管理者会なり議会があるんですけども、それまでに別に寄ってそれを協議する時間的な余裕もございませんので、一応先般、三豊病院の高橋事務長にお願いしたんですけども、ひとつ管理者会を普通1時間半ですけど、30分延ばしてひとつ2時間ぐらいかけて十分管理者会で協議してから議会に臨む方がいいだろうと思うんで、その折に各首長さんをお願いして、議会と相談した上でひとつ協議に臨んでくれんかと、そういうことで高橋事務長からそれぞれ、1市2町は別です、ほかの山本・財田につきましては十分話をしときますと、そういうことでございますので、今の感じとしては非常に山本・財田は退くような気持ちはないらしいですけども、できればひとつ退いていただいて、新しい市の形を、市立としての経営体が一番いいんじゃないかなと思うんですけども、向こうが退いてくれん限りは排除するわけはいきませんので、そこら辺が今後の管理者会でも十分話させていただいて、そして30日の議会がありますので、議会終了後に協議会でそれをやっていこうと。市長さんなり佐伯町長にも言んですけども、この話いつまでたってもいかなので、できればひとつこの30日の後の協議会の場で決定はしなくても方向づけはその場でしとく方が、この一部事務組合も協議会にも10月にはそれを出す予定にしておりますので、ひとつ9月30日のその日に方向づけをもう決めていったらよかろうかというんを感じと

んですけども、どういう方向になっていくかということは、まだ今のところ分かっておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

わたつみ苑につきましては、先般佐伯町長なりから話があったわけございまして、その後豊浜町で三豊病院との話がなされておると思っていますので、ひとつ佐伯町長の方から説明願うと思いますが、基本的にわたつみ苑がつくったのも三豊病院と一体のような形の連携した中でわたつみ苑ができると思うんで、その点、さあ今後どうするべきかというのは非常に難しい問題あると思うんです。一番佐伯町長がよく分かっておりますので、ひとつお願いします。

佐伯副会長 わたつみ苑の方のことなんですが、まさに1市2町首長会の方でお願いをしたわけなんですが、今平野会長さんからお話ございましたように、設立当初、私は職員で携わってないんでこれまでの方のお話をちょっとお伺いすると、今会長さんが言われたように、病院の併設型でいこうということは、三豊総合病院が運営管理をしていくというようなことで計画がされたように聞いております。その後、まだ介護保険が始まる前でございました。どういうふうな形でなっていくかと、こういうようなこともあって、医師会からは患者がかなり取られるというような意見も多々あった中で、なかなか医師会の方のご同意が得られなかったというようなことで、豊浜町の町立の施設として、していこうというようなことで平成8年からこれまでずっときとるわけでございます。

わたつみ苑が設立された後にわたつみ苑の運営協議会というような組織が立ち上がりまして、三豊総合病院はもちろんのこと、町内の医師、また町内の各関係団体の長の皆さん方、そういうような方々がいろいろと1年に何回かお寄りいただいて、わたつみ苑の運営について健全な運営をやるためにというようなことでいろいろ意見交換をこれまでしてまいりました。

そういうふうな中で、私自身も本当にわたつみ苑の経営につきましては素人でもありませんし、関係者に先日ちょっとお伺いをしてまいりました。このわたつみ苑の運営協議会の会長さんしよりますのが豊浜町の合田循環器の合田先生がしております。運営協議会の会長さんのご意見もいただかなければいけない、また施設の方の施設長であります今井前三豊総合病院の院長さんのお話も聞かなければならない、総合病院の院長先生、副院長先生の話も聞かなければならない、構成市町の山本、財田の方の意見も聞かなければならないというようなことで、先日からいろいろと関係者に会わせていただいて話を聞いた結果、庁内の関係の方については、それが総合病院の併設というようなことで、町からは職

員が4名出向させております。あとは全て運営管理につきましては、三豊総合病院の方で負担金で納めて委託契約をして運営をしている、90%ぐらいについては、全て三豊総合病院で運営をしている。その運営の中で、やっぱり余り表面には出てこんののですが、病院は病院としてのやり方、町は町としてのやり方、それぞれのところがあってなかなか医師的にこういうふうにしたらというようなことが本当に前向きで本当に協議は今まではされとんですが、まあまあ運営協議会の中でも議論、激論になってくるんですが、なかなか町がやっていく場合には入所者の数の確保とか通所者の人員の確保、主にやっぱり一番は収入を確保しなければならないというようなことでいろいろと協議しようんですが、なかなか計画どおりにいかないのが現状でございます。

そういうふうなことから、病院とわたつみ苑は地下道で結ばれて、全ての病院からその通路を通って来ていただいておりますと、ほとんど三豊総合病院におんぶにだっこというような形で現在なっております。そういうふうなことから運営協議会の会長さん、施設長、院長さんのお話を聞きますと、それは病院の方が運営をする方がいいんでないんだろうかというようなお話をいただいております。全国の中でも公立病院が老健施設の運営を本当にうまくやっていくというような現状も各地であるというようなお話もされておりました。

そういうふうなことを受けまして、先ほどの三豊総合病院の組合の方の話でないんですが、山本と財田の方にお伺いをさせていただいて、首長さんのお話だけなんです、新市としてわたつみ苑については、三豊総合病院に譲渡の中で三豊総合病院に運営をお願いをしたいというようなことで進ませていただくんですけど、ご同意の方はどうでしょうかというようなお話をさせていただいたら、現在のところ首長さんの方の意向としては、それはそれでいいんでないんだろうかというようなお話しもいただいております。こういうふうなことで、全ていろいろなことを考えていきますと、やはり病院で運営をしていただくのがより効率的ないい運営方法になっていくんでないんだろうかなあと、このように考えております。

また何かありましたら、はい。

議長　そういうことでございます。

何かひとつまだございますか。

藤田委員　観音寺の藤田であります。

正確におっしゃらないから少しもう一度お伺いするんですが、議長、副議長が山本町に

赴いてという中で、病院の議会の中に隔たりがまだあってということでもありますけれども、それは表面には出ませんでしたから、私たち観音寺は市民病院でやるべきだと、コストパフォーマンス第一でやるべきだという主張をして集約はしなかったんですね。これははっきり申し上げてます。だからこそ、議長、副議長は市民病院の方式でやるという報告に行ったはずですよ。こういう言い方、いやいや議長、副議長で。

白川副会長 ぼくは聞いてないです、議長。

藤田委員 ああ、そうなん。

白川副会長 何を言よん。

藤田委員 ああ、そうかな、今観音寺の市長が聞いてないけど、それはひとつ置いて、そういう話でなかるうかと思うんです。そういう趣旨だということを申し上げておきます。

それから、佐伯さんのお話しよく分かったんですよ、併設でやると、それから医師会からの関係取られるんで心配だと、私が言ったとおり、つまり公がやるんだったらいかん、民だったら許してやるって、医者のエゴイズムがここにもろにあらわれてる。それから、民営化でやると、最後こうおっしゃるんですね。公立病院に任す一つの理由としては、効率的であると言うんですけど、三豊総合病院の本体そのものをもっと効率的で民営化して競争力のあるものにしようという時代に、その部分の議論そのものが民営化、つまり簡単に言うと全摘をしてやろうというのは民営化やろうということですよ、そういう方向なんですよ。だから、もう少し私が言ってるのは、民営化やる気はどうもないし、そういう資料を出す気がないようでもありますけれども、あえて言えば少し皮肉を言いますけれども、収入の拡大と人員と通所者の拡大が一番頭が痛いんだと、できないと、計画どおりにまいいませんと、三豊総合病院とわたつみ苑は地下道で結ばれておりますと、それからおんぶにだっこという、その部分を率直に言えば、むしろ民営化という方向も12億円ぐらいの若干のあるんだから、それは受け手はわかりませんよ、それはやっぱりぜひともそれを検討してもらいたいということが1つ。それは答えをすぐ出せとは言いませんから、それからもう少し私は率直な性格をしますので申し上げますが、公がニュー観音寺になったときに、人員や通所者の確保はできないというときに、じゃあ観音寺、ニュー観音寺になったときに、観音寺のこういう対象者は恐らくここへ優先的に紹介されていくだろうと思うんですよ。そしたら、民業である人たちがもしもいたら非常にこれ問題だと思いますよ。医者は公はするんだったら構わん、自分たちがすることは、名前言いません

が、自分とこはそういう施設どんどんやっておいて、事実上の増床ですよ、そこんところまくクリアしておいて、今度ニュー観音寺になったときは、じゃ観音寺がやりますと、お客さんは、恐らく観音寺のお客さん、公共がとは言いませんよ、全部優先的に紹介すると言わんけれども、じゃあほかで一生懸命努力してきた医者にとめられた人たちは努力してやってきて、あるいはもっとよりよい競争に耐えてやる人たちの問題というのは、やはり考えるべきだと思いますよ。

だから、ぜひとも今言ったように、私は最終もう一度申し上げますが、次のとき三豊総合病院があって、そこへ当然行って、そこでおんぶにだっこで地下道で結ばれている、そういう組織でなくて、一度は民間の部分にどれだけの財産があってどういう経理があるんだという我々のところへ明白に示すべきだと、私は思いますよ。結論はわかりませんよ。そうじゃないとやっぱり構わないんじゃないか、もう親も子も一緒や、一緒になったら財布は一緒やないかと、おまえとこの借金もと、そういうレベルの話、あえて言いませんが、ややもすれば起きることがやっぱり考えてみれば、市民やあれを合併したメリットというのは余りないような気がしますので、ちょっと厳しいことを申し上げましたが、是非ともそういう形で商売として成り立っておるのか、どれぐらい財産があってどういうふうなことをしてるのか、決算どうですというようなことを出していただいて、三豊総合病院最初にありきではなくてということをお願いをしておきたいと思います。

以上です。

議長 はい。

加藤委員 藤田議長さんに関連して、今わたつみ苑ですか、今総合病院の方で管理してんですが、私も16年間官と民と両方見て、観音寺市がこの老人関係の福祉施設というのは、私市長のときはとがみ園と七宝荘、2つあったんです。その決算の内容を見て、これではというんで観音寺では今後やるときに民間というか、福祉法人でやってくれと、それに対する幾分か助成は出すというて、その後に観音寺では5つ、5カ所福祉法人で特養と老健ができたわけです。この5カ所全部黒字です、今。特にとがみなんかももう2億円ぐらい、まだ3年ぐらいで金が積んでおる。私の方も長寿苑、1年の決算で2,000万円黒字になっとるわけなんです。これが官と民、私は両方やっておるからよくわかるんで、今後のこの合併を一つの契機にして、できるだけどういうんか、効率的にやれるものはやっていくことがいいんじゃないか。

今、病院の問題は、両町に対しての今後どうするかということと今とがみ園と七宝荘は

1市2町も入っとるわけやね。あの決算は今どんなんか私知らないけど、それは民で観音寺に5カ所特養と老健がありますけど、皆黒字で毎年積み立てがかなりでけよんが現状なんで、そこを十分見た上で今後どうするべきか、それでまた「とよなか荘」が一遍あれ公でやって、民に井下病院がどっかに委託したのかどういうふうにしとんか、あれ途中で変わったと思うんです。そういうとこ私にも話があったけど、豊中のことですから私の方はそのときはのいた、そういう経緯があるだけ十分考えて、これを一つの契機としてどうしていくかということを考えていけばいいんじゃないかと。

佐伯副会長 本当にお話は十分理解ができます。その中で、新しい観音寺の方の合併をした中で、今はアウトソーシングというような時代でございますので、できる限り官から民へというようなことでやらなければならない、これは十分に承知しております。

そういうふうな中で、当時は本来ならば三豊総合病院の併設ということでできとったんですが、先ほども申しましたように患者の取り扱いというようなことの問題もあったように聞いております。そういうふうな中でこういうような状況になった。最近では老健施設そのものの云々というようなことはないように聞いております。そういうふうな中で、新しい市の中で官から民へというようなことで、新しい市から総合病院は官から官へと、こういうような形にはなっただろうかとは思いますが、本当により効率的に、より健全な運営を目指していくと、こういうようなことになると、全てやっぱり総合病院の方のスタッフが中へ入っていただいて、いろいろな面に中枢で全て先生方のご指導によってやっているというんが事実でございます。

将来的に今いろいろお話がありましたように、市民病院とか独立行政法人とかいろいろな手法があるかと思っております。第1段階としては、病院の方の併設ということで運営管理を全てお願いをするというような形が一番今の段階ではベターでないだろうかかと、このような考えを持っておりますが、まだまだこういうふうな運営につきましては全く素人でありますので、今議長さんや加藤社長さんからいろいろなご指摘がありました。そういうふうなことも今後考えていかなければならないなというような気持ちは持っております。

以上でございます。

議長 ようございますか。

はい、そういうことで今後十二分に協議させていただきたいと思っております。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。
長時間にわたりまして終始熱心にご協議いただきましてありがとうございます。
本日は、これにて閉会とさせていただきます。

【閉会 午後2時47分】